

事業主のみなさまへ

# 労働保険の成立手続は お済みですか



厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署・公共職業安定所

# 労働保険とは このような制度です

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

## 労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



## 雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



# 労働保険の成立手続

## 成立手続等の方法

### 保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付することとなります。

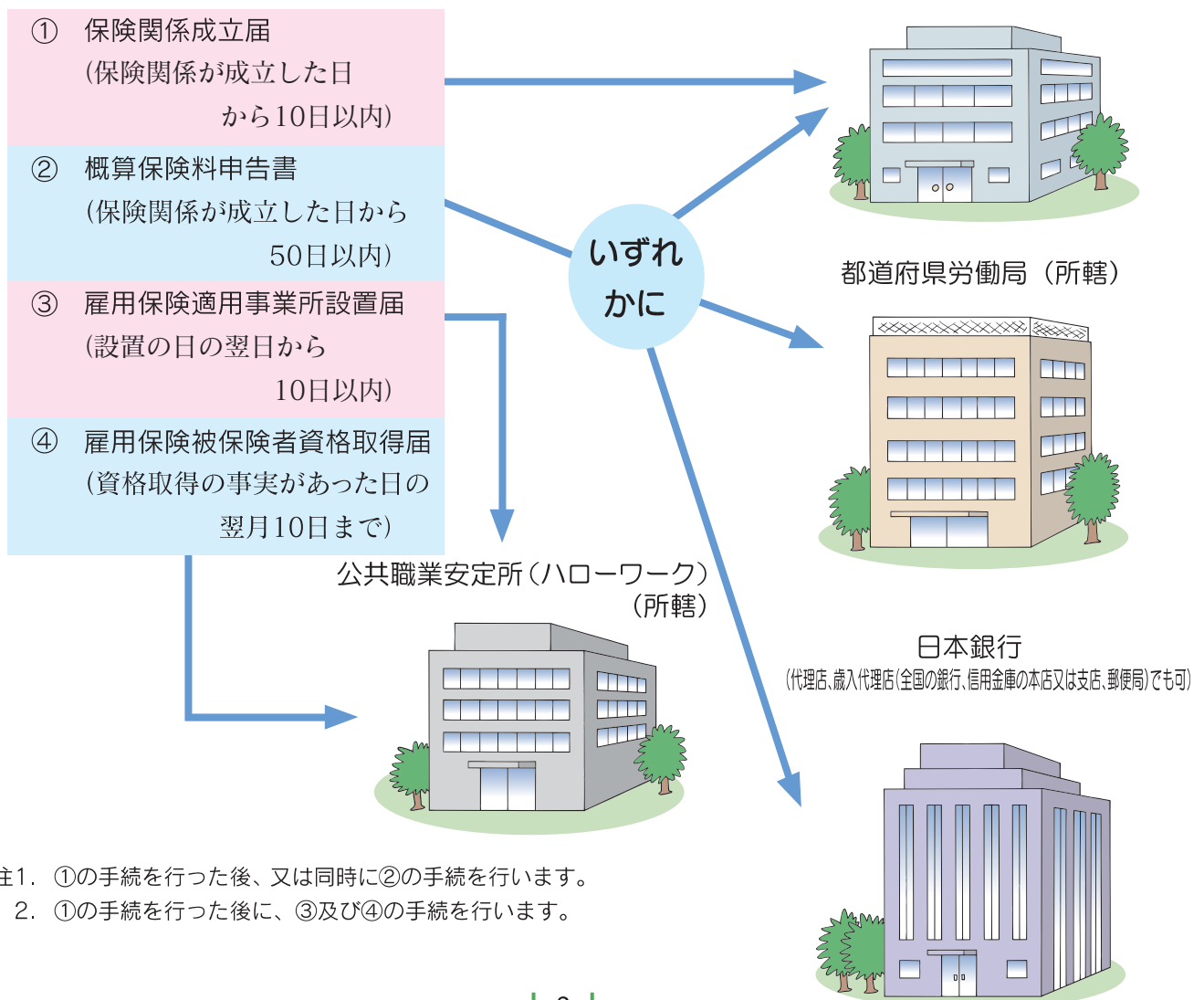
（保険関係成立届及び概算保険料申告書の記入方法については、P10～P11参照）

### 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届（P12参照）及び雇用保険被保険者資格取得届（P13参照）を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

#### 一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。



注1. ①の手続を行った後、又は同時に②の手続を行います。

2. ①の手続を行った後に、③及び④の手続を行います。

## II 二元適用事業の場合

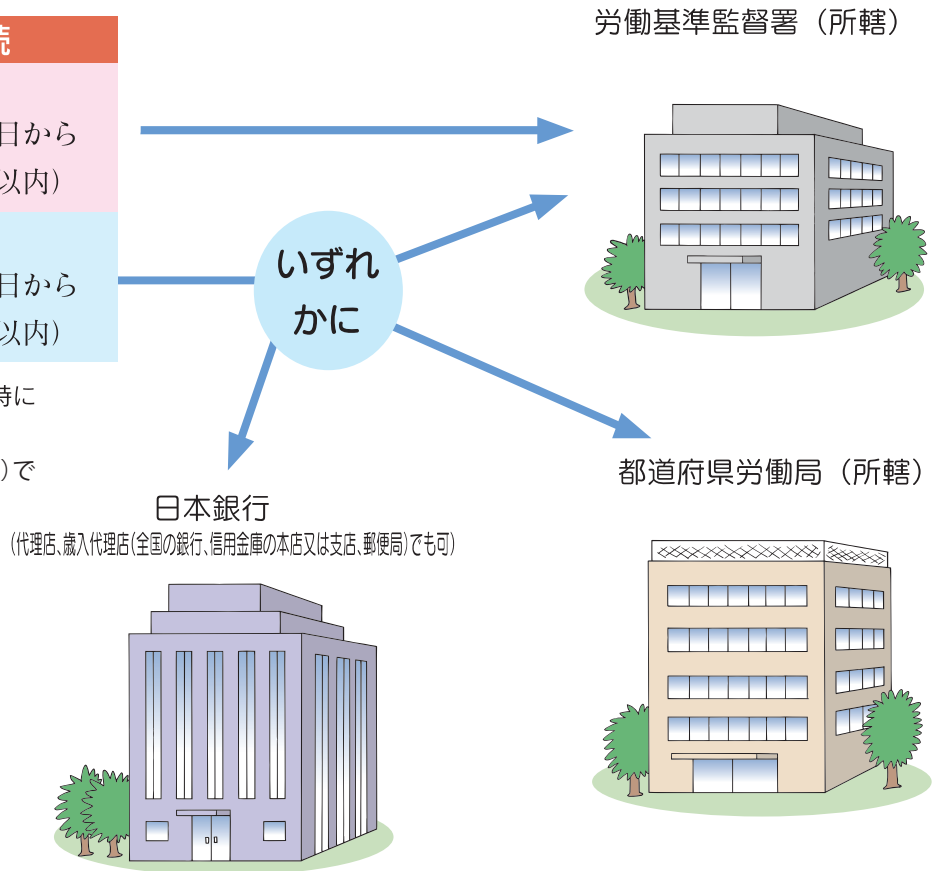
※二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的(別々)に行う事業です。

一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

### 1. 労災保険に係る手続

- ① 保険関係成立届  
(保険関係が成立した日から10日以内)
- ② 概算保険料申告書  
(保険関係が成立した日から50日以内)

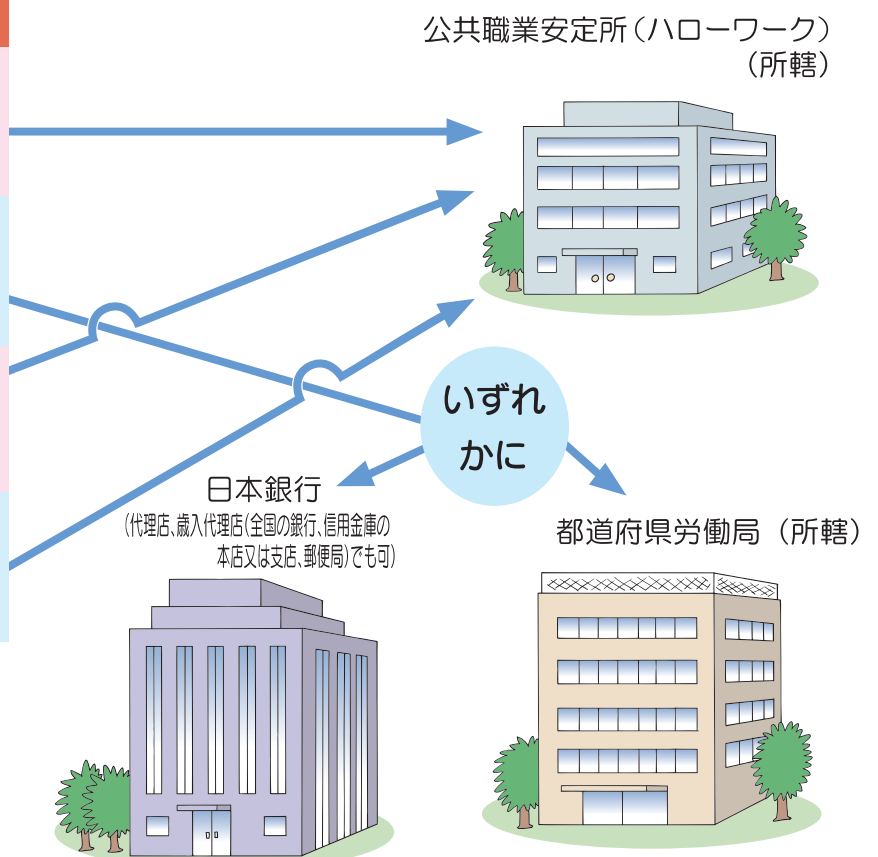
注. ①の手続を行った後、又は同時に②の手続を行います。  
公共職業安定所(ハローワーク)では手続を行えません。



### 2. 雇用保険に係る手続

- ① 保険関係成立届  
(保険関係が成立した日から10日以内)
- ② 概算保険料申告書  
(保険関係が成立した日から50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届  
(設置の日の翌日から10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届  
(資格取得の事実があった日の翌月10日まで)

注. ①の手続を行った後、又は同時に②～④の手続を行います。  
②の手続は公共職業安定所(ハローワーク)では行えません。



# 労働保険事務組合制度

## 労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

### ●労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務等委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出してください。

### ●委託できる事業主は

常時使用する労働者が

下の表に該当する事業主となります。

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下



### ●委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務（特別加入申請書の様式はP14参照）
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんのでご注意ください。

### ●事務処理を委託すると次のような利点があります

1. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図られます。
2. 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます。（P4「労働保険料の延納（分割納付）」を参照）
3. 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。



## 労働保険制度についてよくある質問

### Q 労働保険とは何ですか。

- A** 労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度でそれぞれ行われていますが、保険料の納付等については原則一体のものとして取り扱われています。労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。詳しくはP1をご覧ください。

### Q 労働保険に加入するにはどうすればいいですか。

- A** 労働保険の適用事業となったときは、まず労働保険の保険関係成立届を会社の住所を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）（※1）に提出します。そして、その年度分（※2）の労働保険料（適用事業となった日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料率を乗じた額（1円未満切捨て）となります）を概算保険料として申告・納付していただきます。

（※1）労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

（※2）労働保険では、4月1日から翌年の3月31日を1つの年度としています。

また、雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

詳しくはP2及びP3をご覧ください。

### Q 労働保険に加入していないと、どのような罰則がありますか。

- A** 加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に手続きを行わない事業主に対しては、行政庁の職権による加入手続き及び労働保険料の決定（認定決定といいます）を行います。その際は、遡って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収します。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生し、労災保険給付が生じた場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

詳しくはP7及びP8をご覧ください。

### Q 労働保険料は全額事業主負担ですか。

- A** 労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じた額です（1円未満切捨て）。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

◎労災保険・・・全額事業主負担

◎雇用保険・・・事業主と労働者双方で負担（負担率についてはP16をご覧ください）